

返還支援制度Q & A

鹿児島県育英財団

番号	募集要項 の項目	質 問 内 容	回 答	備 考
1	募集対象者	高等専門学校については、卒業(5年修了)しないと対象とはならないのですか。	高等専門学校の第3学年修了後、大学等に入学した(入学する)場合も対象となります。	
2	募集対象者	高等専門学校第4学年に進級する予定の応募者が、高等専門学校卒業後、支援対象者となった場合、在学中5年間に貸与された奨学金の全てが支援対象となりますか。	第4～5学年の2年間で貸与を受けた日本学生支援機構第一種奨学金が対象となります。 なお、当財団が高等専門学校生へ貸与する奨学金は、高等学校奨学金ですので、対象となりません。第4学年に進級後、日本学生支援機構の在学募集に応募してください。	人材育成枠
3	募集対象者	「県内に生活の本拠を有する者の子等」とは何ですか。	申請者の父母等が申請書提出時点において、鹿児島県内に居住している場合となります。	
4	募集対象者	大学、大学院には、海外の大学や通信制の大学も対象となりますか。	大学、大学院とは、学校教育法における大学、大学院のことです。 なお、海外の大学、放送大学、大学及び短期大学の通信教育学部、職業能力開発訓練校等文部科学省管轄外の学校については、対象外となります。	
5	募集対象者	育英財団大学等奨学金の「等」とは何ですか。	「大学奨学金」「産業教育振興奨学金」「交通遺児等奨学金(大学)」となります。	地域活性化枠のみ
6	募集対象者	支援候補者に決定後、留年等により正規の修学期間内に卒業できなかった場合はどうなるのですか。	大学等を卒業するまでは、支援候補者となりますが、募集要項第7項の各項目のいずれかに該当した場合は、支援候補者の認定を取り消します。	人材育成枠 地域活性化枠(大学等卒業予定者)
7	支援要件	「引き続き上級学校へ進学した場合」とは、どのような場合ですか。	短期大学を卒業し、大学3年生へ編入した場合や、大学を卒業し、大学院へ進学した場合などが挙げられます。	人材育成枠 地域活性化枠(大学等卒業予定者)

返還支援制度Q&A

鹿児島県育英財団

番号	募集要項 の項目	質 問 内 容	回 答	備 考
8	支援要件	「鹿児島県の発展に寄与する産業分野」とは何ですか。	反社会的勢力若しくは反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人又は公序良俗に反する活動を行う若しくはその恐れのある法人等を除く全てとします。	
9	支援要件	「①及び②に該当し、かつ、その状況が継続している者」となっていますが、途中で転職した場合でも、支援は終了となるのですか。	支援対象者として決定後退職した場合であっても、退職した日の翌日から起算して雇用保険の基本手当所定給付日数の範囲以内で県内に再就職した場合は、継続して支援対象者となります。ただし、無職期間中については、奨学金返還の有無に関わらず交付対象から除きます。 (例) ○自己都合によりH30.8.31退職(被保険者期間が1年以上)の場合 【雇用保険の内容】 ・待期間:7日間 ・給付制限期間:3か月 ・基本手当所定給付日数:90日間 【支援継続のための再就職までの期間】 ・起算日:H30.9.1(退職した日の翌日) ・期間:H30.9.1~H30.11.29(基本手当所定給付日数90日間) ※待期間及び給付制限期間は期間には含めない。 H29.4.1 就職 H29.10.1 返還開始 H30.8.31 退職 H30.9.1 退職した日の翌日 H30.11.29 90日※ ※基本手当所定給付日数 この期間に再就職すれば継続となります。	端数月(1か月未満の勤務)は交付対象外
10	支援要件	支援対象者に決定後、離職せずに、産前産後休暇、育児休業、病気休業等により、仕事を休んでいる場合は、支援対象となりますか。	原則、支援対象となります。ただし、返還期限猶予を受けている場合等、実際に奨学金の返還をしていない期間は、交付対象から除きます。	

返還支援制度Q & A

鹿児島県育英財団

番号	募集要項 の項目	質 問 内 容	回 答	備 考
11	支援要件	「理事長がやむを得ない事情があると認めた場合」とは、どのような場合ですか。	病気、ケガ、就業を予定していた企業等の倒産など、予見できない状況が発生した場合などが挙げられます。	
12	支援要件	「大学等卒業後、6か月以内」の大学等とはどの大学等のことを指しますか。当初、入学した大学等を退学して、他の学校に入学した場合はどうなりますか。	【人材育成枠】 「大学等」とは、支援候補者として認定後、進学確認のために、「状況届」及び「大学等の在学証明書」を決められた期日までに育英財団に提出することとなっていますが、当該状況届にて報告した大学等を指します。 当該大学等を退学した場合は、支援要件に該当せず、支援候補者の認定を取り消すこととなります。 【地域活性化枠(大学等卒業予定者)】 支援候補者として認定された時点で在籍していた大学等を指します。 人材育成枠と同様、当該大学等を退学した場合は、支援候補者の認定を取り消すこととなります。	人材育成枠 地域活性化枠(大学等卒業予定者)
13	支援要件	「引続き上級学校へ進学した場合」とあるが、上級学校とは何ですか。	上級学校とは採用決定時の学校で付与される「称号・学位」よりも上位の「称号・学位」が付与される学校を指します。	人材育成枠 地域活性化枠(大学等卒業予定者)
14	支援要件	Q12で指す大学等を卒業後、引き続き上級学校に進学し、当該上級学校を退学した場合は、支援候補者の認定はどうなりますか。	「人材育成枠」の場合は、進学状況届で提出した大学等、「地域活性化枠」の場合は、支援候補者として認定された時点で在籍していた大学等を卒業という条件を満たしているため、支援候補者の取消はしませんが、上級学校を退学後、6か月以内に県内企業等に就業及び県内居住の要件を満たす必要があります。 (上級学校を修了した場合も同様)	人材育成枠 地域活性化枠(大学等卒業予定者) R3.8.4追記
15	応募方法	以前正規雇用として就業していた会社が倒産して、就業証明書の発行が困難な場合はどうすればいいですか。	雇用保険の離職証明書、年金記録及び辞令等の写し等のほか、正規雇用で就業していたことが確認できる書類を提出してください。	地域活性化枠(社会人)

返還支援制度Q & A

鹿児島県育英財団

番号	募集要項 の項目	質 問 内 容	回 答	備 考
16	その他	支援対象者として決定した後、奨学金の返還方法は、どうなりますか。	奨学金返還開始後、最初の1年間は、自らの資金で返還が必要ですが、返還実績を確認後、奨学金の返還方式に応じて算出される月賦返還額を基礎とした額を上限として返還支援金を送金しますので、2年目以降は、受領した返還支援金を奨学金の返還に充てることができます。 (奨学金引落し用の口座と返還支援金受領用の口座を同じ口座にしておく と便利です。)	